平成２５年（フ）第１４４号
大分市生石２丁目３番９号　多賀アパート201
債務者　釘宮　浩志
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８０号
大分市緑が丘４丁目３番６号
債務者　市川　大介
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１号
宮崎市大塚町樋ノ口2000番地４　サンライズ大塚205号
債務者　布川　弥生
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４５号
宮崎県都城市高野町3060番地
債務者　俵迫　由紀（旧姓山本・坂元）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４２号
鹿児島県鹿屋市川西町4440番地１　かりんハイツⅡ207号、前住所鹿児島県鹿屋市大浦町11462番地　県営大浦団地５棟31号
債務者　樫本　　梓
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
佐賀県佐賀市木原１丁目14番７号　アネックス南佐賀Ｂ―201
債務者　岸川　千枝
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
佐賀県佐賀市大財６丁目１番６号　実松製作所借家　東の１
債務者　野田　　猛
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
富山市新庄町３丁目６番83号
債務者　横嶋　和寿
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
沖縄県中頭郡西原町字小波津44番地　県営西原団地２棟401号
債務者　平良　優子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４６号
広島県福山市神辺町大字川北902番地７
債務者　藤岡　誠治
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４７号
広島県福山市神辺町大字川北902番地７
債務者　藤岡　美香
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１２８号
沖縄県豊見城市真玉橋482番地１　すみれ荘102号
債務者　外間　汪幸
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４７０号
名古屋市中村区川前町541番地　ハイツ翠Ａ棟Ｂ号
債務者　井戸田　栄
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０３４号
大阪市東淀川区菅原２―11―５　ＺＥＵＳ菅原302号、住民票上の住所大阪市東住吉区鷹合１丁目16番33号
債務者　岩本　梨沙
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１７号
大阪市住之江区平林南２丁目１番20―706号
債務者　青木誠二郎
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６号
大阪府寝屋川市成美町26番12号
債務者　灰田カンナ
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２５号
大阪府寝屋川市太秦元町21番７―202号
債務者　三好ヤス子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部